

6. 屋外広告物の表示等（法第8条第2項第4号イ）

屋外広告物は、良好な景観づくりを進める上で重要な要素の1つであり、自然景観や地域のまち並みと調和した表示・掲出が求められます。このため、都市の賑わいや風格を演出し、ゆるやかな秩序が感じられるまち並みの形成、豊かな自然景観との調和を目指し、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する方針を次のとおり定めます。

（1）共通方針

- ①屋外広告物は、その規模、位置、色彩等のデザインが、地域特性を踏まえた良好な景観の形成に寄与するような表示・掲出とする。
- ②建築物に設置される屋外広告物は、建築物のデザインや色彩、素材との調和を図り、統一的なデザインとなるようにする。
- ③河川や湧水池、公園、街路樹等の周辺では、自然的要素と調和し潤いが感じられる景観を損ねない表示・掲出とする。
- ④文化財をはじめとする歴史的な景観資源の周辺では、その落ち着いた佇まいと調和した規模・位置、色彩等のデザインとする。
- ⑤八王子らしさを印象づける山並みや丘陵地の豊かな自然環境が観光・交流資源となっている地域では、豊かな自然環境と調和した規模、位置、色彩等のデザインとする。また、これらへの眺望を阻害しないような規模、位置、色彩等のデザインとする。
- ⑥大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、その影響が広範囲に及ぶ場合があること等から、位置、規模、色彩等のデザインについて十分配慮する。
- ⑦駅周辺や幹線道路の交差点等の人の目線が集中する場所や、豊かな自然を活かした観光・交流地域等では、その規模や色彩が過剰にならないように配慮するとともに、激しく動光・点滅するものや液晶による表示を控える。
- ⑧住宅地や集落地等の周辺においては、その落ち着きのある景観を損ねないような表示・掲出とする。
- ⑨建築物と一体となったデザインや通りとして統一感のある屋外広告物は、まち並みの個性や魅力を高め、観光振興等にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観づくりに取り組む。

（2）重点地区ごとの個別方針

1) 甲州街道沿道地区

賑わいの中にも、風格や親しみが感じられる景観を形成するため、屋外広告物は、建築物のデザイン等との調和を図りつつ、甲州街道の通りとして統一感の感じられる表示・掲出とする。

2) 中心市街地環境整備地区

建築物群で構成される地区や通りごとの個性を活かし、まち並みの表情をつくるよう配慮した、屋外広告物の表示・掲出とする。

3) 高尾駅・多摩御陵周辺地区

屋外広告物は、南浅川や多摩御陵への眺望等に配慮し、開放的で潤いのある自然景観を損ねない表示・掲出とする。

高尾駅北口地区においては、自然・歴史文化と調和し、にぎわいを演出する広告景観を形成する。

4) 裏高尾・小仏地区

屋外広告物は、山地に囲まれた旧甲州街道の、ふるさと感じさせるのどかな景観を損ねない表示・掲出とする。

5) 高尾山参道周辺地区

高尾山の参道として、賑わいの中にも高尾山の自然と歴史文化を感じさせるまち並みとなるよう、屋外広告物は、建築物の和風のデザインとの調和を図りつつ、統一感のある参道らしさの感じられる表示・掲出とする。

6) 浅川沿川地区

屋外広告物は、水辺や背景となる山並み・丘陵地への眺望に配慮し、浅川の開放的で潤いのある景観を損ねない表示・掲出とする。

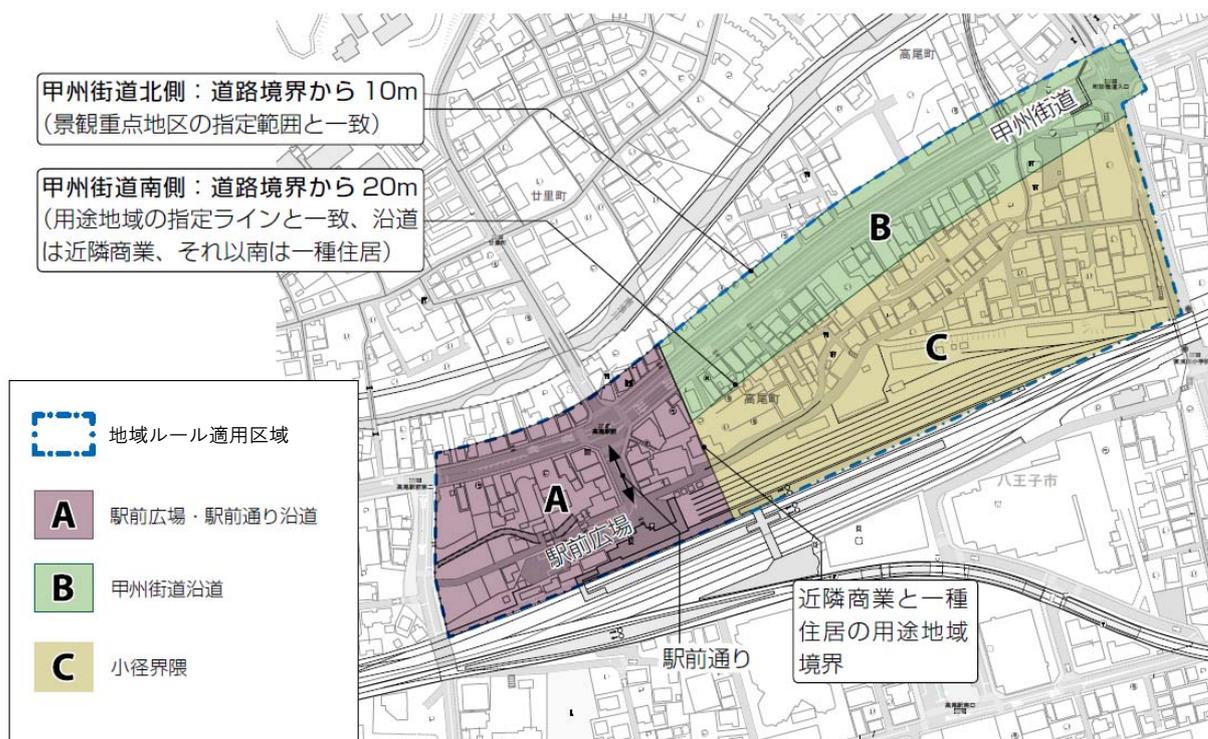
(3) 重点地区ごとの基準

1) 高尾駅北口地区（高尾駅・多摩御陵周辺地区の一部）

本計画において重点地区に指定した「高尾駅・多摩御陵周辺地区」（P. 131）のうち、「高尾駅北口地区」については、八王子市屋外広告物条例に定める基準に加え、地域特性にあわせた屋外広告物の基準となる「地域ルール」を定めます。

①地域ルールを適用する区域（規制区域）

- ・下図のとおり、高尾駅北口地区の区域に地域ルールを適用します。
- ・「A：駅前広場・駅前通り沿道」「B：甲州街道沿道」「C：小径界限」の3ゾーンに区分します。



- ・ゾーンごとの方針

■Aゾーン 駅前広場・駅前通り沿道

- 特に、高尾駅舎及び駅前広場からの山並みへの眺望・見通しを確保するような位置・規模とする
- 高尾駅前通りの昔ながらの賑わいを継承し、歩いて楽しい雰囲気と、地域の玄関口にふさわしい風格をあわせもつ雰囲気づくりに寄与するデザインとする

■Bゾーン 甲州街道沿道

- 特に、甲州街道のイチョウ並木や、高尾山などのアイストップとなる山並みが映えるような位置・規模とする
- 車に乗っている人の目線だけでなく、歩行者の目線も大切にするような位置・規模とする
- 甲州街道の連続性や遠景の秩序を保ちつつ、落ち着いた雰囲気づくりに寄与するデザインとする

■Cゾーン 小径界限

○昭和の道と閑静な住宅地を基調とする穏やかな景観を保全するような位置・規模・デザインとする

②対象となる屋外広告物

・次の図に示す屋外広告物を対象に基準を適用します。

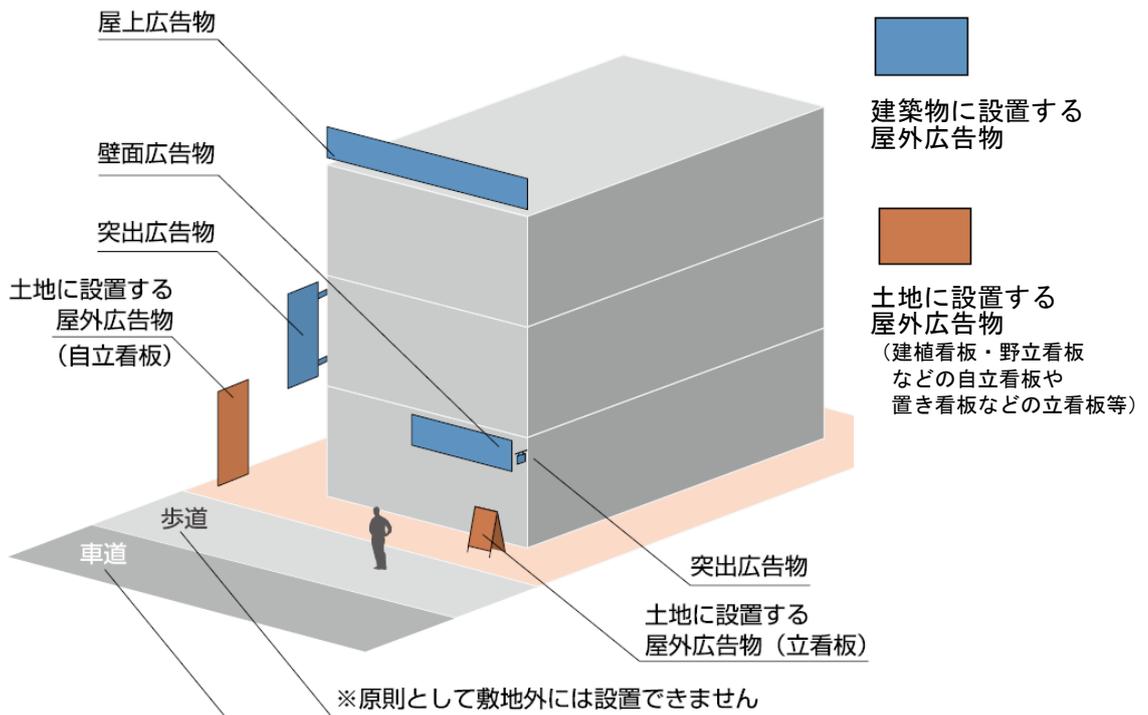


図 対象となる屋外広告物

・道路等の公共用地以外に表示・設置される自家用広告物及び貸看板等が対象です。

[解説] 自家用広告物と貸看板等

■自家用広告物とは

自己の住所、事業所等に表示する自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容の広告物

■貸看板等とは

上記以外の広告物で、貸看板や案内誘導を目的とするもの

③規制区域内で表示できる屋外広告物

- ・表示等にあたっては、以下に定める基準によります。この基準は、八王子市屋外広告物条例に基づく規則に規定されます。

■共通基準：前②の図に示す屋外広告物に適用する共通基準

表 1-1 屋外広告物の表示・設置の共通基準

項目	A 駅前広場・駅前通り沿道	B 甲州街道沿道	C 小径界限
総表示面積	□建築物に表示する屋外広告物等の表示面積の合計は、建築物の壁面のうち、鉛直投影面積の2/10 未満		
色彩 ※1	□地色の彩度は8 以下とする。ただし建築物の1 階に設置するものを除く		
照明	□ネオン管その他照明装置を利用する場合は点滅させない。また、回転灯は設置しない		
位置	□建築物の2 階以上の窓、その他の開口部には、掲出ししない		
その他※2	□電子看板の表示面積（1 面）は1 ㎡以下とする □電子看板は1 店舗につき、1 箇所以下とする		

※1 色彩については、着色していない木材、土壁、ガラス、レンガ等の材料によって仕上げられる部分や、無釉の和瓦、銅板によるものについては、この基準を適用しないことができます。

※2 電子看板とは、映像や文字情報を、表示・投影する機能を持つ装置を使用するものを指します。

■種類別基準：屋外広告物の設置種類ごとに適用する基準

【土地に設置する屋外広告物】

表 1-2 土地に設置する屋外広告物の表示・設置の基準

項目	A 駅前広場・駅前通り沿道	B 甲州街道沿道	C 小径界限
高さ	□地上からの高さ 2.5m 以下（甲州街道に面する道路沿道においては6m 以下）とする	□地上からの高さ6m 以下とする（※）	□地上からの高さ2.5m 以下とする
表示面積	□表示面積（1 面）は3 ㎡以下とする	□表示面積（1 面）は10 ㎡以下とする	□表示面積（1 面）は3 ㎡以下とする
位置	□道路境界から突出しない		
数量	□敷地の面する1 道路につき、1 箇所以下とする。ただし、地上からの高さ2.5m 以下かつ表示面積（1 面）が0.5 ㎡以下の容易に移動させることができるものを除く		

※ 高さが4 mを超える広告塔や広告板は、建築基準法に基づく工作物確認が必要です。

【屋上広告物】

表 1-3 建築物の屋上に設置する屋外広告物の表示・設置の基準

項目	A 駅前広場・駅前通り沿道	B 甲州街道沿道	C 小径界限
高さ	□掲出ししない	□広告物の高さは、地盤面から設置する箇所までの高さの 1/3 以下とする	
表示面積		□表示面積は 10 m ² 以下とする	
数量		□1 建築物につき、1 基以下とする	

【壁面広告物】

表 1-4 建築物の壁面に設置する屋外広告物の表示・設置の基準

項目	A 駅前広場・駅前通り沿道	B 甲州街道沿道	C 小径界限
表示面積	□表示面積（1 面）が 5 m ² 以下（駅前通り又は甲州街道に面する壁面に掲出する場合は 7 m ² 以下）、かつ各屋外広告物等の表示面積の合計が当該設置壁面面積の 2/10 以下とする	□表示面積（1 面）が 5 m ² 以下（甲州街道に面する壁面に掲出する場合は 7 m ² 以下）、かつ各屋外広告物等の表示面積の合計が当該設置壁面面積の 2/10 以下とする	□表示面積（1 面）が 5 m ² 以下かつ各屋外広告物等の表示面積の合計が当該設置壁面面積の 2/10 以下とする
位置	□原則として 建築物の 3 階床高さを越えないものとする。ただし、建物名、事業所名、社章のみの表示とした場合においてはこの限りではない		

【突出広告物】

表 1-5 建築物の壁面から突出して設置する屋外広告物の表示・設置の基準

項目	A 駅前広場・駅前通り沿道	B 甲州街道沿道	C 小径界限
表示面積	□表示面積（1 面）は 3 m ² 以下とする		
位置	□上端が建築物の 3 階床高さを越えないものとする		
	□地盤面から下端までの高さは、2.5m 以上とする。ただし、表示面積（1 面）を 0.3 m ² 以下とした場合はこの限りではない		
位置	□建築物からの出幅は 1m 以下とする		
	□駅前広場、駅前通り又は甲州街道に面する壁面以外には掲出ししない	□甲州街道に面する壁面以外には掲出ししない	
数量	□1 壁面につき、1 箇所以下とする。ただし、表示面積（1 面）を 0.3 m ² 以下とした場合はこの限りではない		